

事例 1

「ソルビン酸カリウムが検出された菓子」に関する違反事例

名称又は分類	菓子
形態	合成樹脂製袋入り
違反条項	食品衛生法第 13 条第 2 項 食品表示法第 5 条
発見自治体	足立区
調査担当自治体	足立区
検査機関	足立保健所生活衛生課衛生試験所
検査結果	ソルビン酸カリウム検出
行政措置	顛末書徴取 等

違反の概要

1 違反発見の経緯

令和 6 年 8 月 26 日、足立区足立保健所の食品衛生監視員が足立区内の菓子製造業施設に立ち入り、和生菓子の収去を行った。収去時、営業者へ食品添加物の使用について聴取したところ、和生菓子の原材料であるあんの製造時にソルビン酸カリウムを添加しているほか、原材料の一部であり、仕入れ品の栗甘露煮へソルビン酸カリウムを添加している旨の申し出があった。

当該和生菓子を、衛生試験所にて検査した結果、菓子に使用が認められていないソルビン酸カリウムが検出されたことから、食品添加物の不適正使用として、食品衛生法第 13 条第 2 項に違反していることが判明した。更に、収去時に包装された当該品の食品表示を確認したところ、ソルビン酸カリウムを含む食品添加物が表示されていなかったことから、食品表示法第 5 条に違反していることが明らかとなった。

2 調査経過及び措置

足立区は、令和 6 年 8 月 26 日に当該品の店頭からの撤去及び食品添加物の使用方法について是正するよう指示した。また、令和 6 年 9 月 6 日に当該製造施設へ立ち入り、以下 3 点について改善の指導及び確認を行った。なお、営業者から顛末書を受領した。

(1) 食品添加物の不適正使用について

ソルビン酸カリウムについて、あん類へはソルビン酸換算で最大 1.0g/kg まで使用することができるが、菓子に使用することはできない。このため、栗甘露煮へソルビン酸カリウムを添加することを直ちに中止するよう指示した。また、あんにソルビン酸カリウムをはじめとする食品添加物を使用する際には、重量を適切に計量し、使用基準を遵守するよう指導した。なお、9 月 6 日時点において、食品添加物(ソルビン酸カリウム)の使用基準が遵守され、改善されていることを確認した。

(2) 不適正表示について

不適正表示が印字された包装紙については、適正表示を行ったものへ交換する、又は、修正後の表示ラベルを上から貼付するよう指導した。また、食品表示法に関する資料を配付し、表示項目のほか、表示作成方法を指導し、修正した表示案を確認した。今後、使用原材料に

変更が生じた際は仕入先から十分な情報を得ることで適正表示を行うよう指導した。なお、9月25日、当該品の表示が改善されていることを確認した。

(3) HACCP に沿った衛生管理の取組について

当該施設は HACCP に沿った衛生管理の取組が実施されていなかったため、衛生管理計画を作成し日々の実施状況を記録するよう指導した。今後も継続して当該施設を監視指導する予定である。

3 違反発生の原因

営業者は、あん類にソルビン酸カリウムを添加できることを認識していたが、その他の食品への使用の可否や使用量の最大限度については認識していなかった。また、当該品に食品表示が必要な旨は認識していたものの、食品添加物の適切な表示方法について理解していなかった。このことから、食品添加物の使用基準及び食品表示に関する知識が不足していたことが、本件の違反発生に至った主要な原因と考えられる。

4 監視のポイント

本件は、食品添加物の使用基準や食品表示に関する理解が不足していたために、営業者の誤った判断により、違反品を製造・販売してしまった事例である。

食品衛生監視の際は、施設で製造される製品の製品説明書や製造工程図を確認し、食品添加物の使用の有無、使用基準の遵守のほか、食品表示法に基づき食品添加物が正しく表示されていること等、詳細に確認する必要がある。また、それらの管理方法が HACCP に沿った衛生管理として衛生管理計画や手順書に落とし込まれ、実施記録により継続的に管理され、定期的な振り返りがなされていることを確認し、管理が不十分な場合には改善指導を行うことが必要である。営業者や従業員の食品添加物の管理に関する理解度が不足している場合は、適切な普及啓発を行うことに加え、全従業員へ周知されるような教育訓練について助言を行うことも重要である。さらに、問題発生時に迅速で適切な対応を取れるよう、製造記録やロット管理の徹底、製品回収の手順書の整備、非常時の連絡先や連絡フローの整備等についても、確認・指導をすることが重要なポイントである。

事例 2

「基準値を超えるジニコナゾールを検出したきぬさや」に関する違反事例

名称又は分類	きぬさや(生鮮)
形態	合成樹脂製箱入り
違反条項	食品衛生法第 13 条第 3 項違反
発見自治体	東京都
調査担当自治体	埼玉県
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	ジニコナゾール 0.13ppm 検出
行政措置	答申書徴取 等

違反の概要

1 違反発見の経緯

令和 6 年 7 月 24 日、東京都健康安全研究センター広域監視部食品監視第一課の食品衛生監視員が販売店に立ち入り、「きぬさや」(中国産)を購入し、東京都健康安全研究センターにて検査を行ったところ、ジニコナゾールを 0.13ppm 検出した。このことは、食品衛生法第 13 条第 3 項に違反していたため、当該品の輸入者を所管する埼玉県に違反通報を行った。

2 調査経過及び措置

東京都からの依頼を受け、埼玉県は 8 月 29 日に輸入者に対し、販売状況、流通経路、在庫状況等の調査を行った。調査の結果、当違反品と輸入日及び輸入元が同じ「きぬさや」(以下「当該品」という)は 2,323 ケース輸入されていたことが判明した。このうち、6 月 19 日から 8 月 4 日までの間に 2,090 ケースが販売され、233 ケースが品質不良のため販売されずに廃棄されており、輸入者の倉庫には在庫はなかった。また、販売先等へ当該品の流通状況について確認したところ、いずれも在庫はなく、輸入者への返品はなかった。

3 違反発生の原因

当該品の栽培過程を調査したところ、当該農薬は一切使用していないとのことであった。また、当該品は中国で残留農薬 409 項目の検査を実施し、すべての項目で日本における農薬の残留基準値内であることを確認後に出荷されていた。なお、当該農薬の検査結果は 0.01ppm 未満であった。

しかし、令和 6 年 3 月頃、当該品の産地一帯が台風による洪水の影響で農園が浸水被害を受けたことにより土壌が近隣農園から汚染を受け、浸水後に栽培したきぬさやの一部に当該農薬が付着していた可能性が考えられた。

4 監視のポイント

残留基準値を超える農薬が検出された際には、輸入者から生産時における農薬の使用状況、輸出前の自主検査結果、近隣農園での農薬の使用状況等を確認することにより原因を究明することになる。

風による農薬のドリフト(散布時に農薬が意図せず周囲に飛び散ること)事例は多いが、本件のように水を介した汚染があることも念頭に置き、輸入者等の管理状況について監視指導を行うのが望ましい。

事例 3

「食品表示にない添加物が検出された清涼飲料水」に関する違反事例

名称又は分類	清涼飲料水
形態	金属缶詰
違反条項	食品表示法第 5 条
発見自治体	江戸川区
調査担当自治体	千葉市
検査機関	一般財団法人東京顕微鏡院
検査結果	食用青色 1 号検出
行政措置	改善報告書徴取 等

違反の概要

1 違反発見の経緯

令和 7 年 1 月 21 日に江戸川区が清涼飲料水を収去し、検査したところ、表示にない食用青色 1 号を検出した。このことは、食品表示法第 5 条違反が疑われたため、江戸川区は東京都を通じて輸入者を所管する千葉市に調査依頼を行った。

2 調査経過及び措置

輸入者を所管する千葉市は依頼を受けて、当該品の輸入者に対し、調査を実施した。調査の結果、着色料として、表示にない食用青色 1 号とβ-カロテンを使用していた事実がわかり、食品表示法第 5 条違反が判明した。そのため、千葉市は輸入者に対して当該品の食品表示を適正に修正してから販売するよう指導するとともに、流通先に対して「添加物表示欠落について保健所から改善指導があったこと」及び「適正表示の内容」について周知するよう指導した。また、本件について原因究明を行い、再発防止策を記載した改善報告書を提出することを指導した。

3 違反発生の原因

本事例の原因は「食品表示の確認不足」であり、特に確認が不足していたのは 2 点である。1 点目は輸入前に食品表示を作成する際、複数人で確認する体制が十分に取れていなかった点、2 点目は輸入後、日本国内での販売前に食品表示を再確認する体制が無かった点である。

4 監視指導のポイント

上記発生原因を踏まえると、事業者には、原産国における製品の規格書や原材料一覧、使用されている食品添加物の内容が記載された資料等と食品表示基準等を照合して適正表示を確認できる人材の育成や、作成した食品表示を複数名で確認するチェック体制の整備を指導する必要がある。